

# 社会福祉法人佐賀整肢学園定款

社会福祉法人佐賀整肢学園 設立認可

昭和 35 年 8 月 1 日

厚生大臣 中山マサ

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 一 第一種社会福祉事業

- イ 障害児入所施設の経営
- ロ 障害者支援施設の経営
- ハ 特別養護老人ホームの経営
- ニ 救護施設の経営
- ホ 養護老人ホームの経営
- ヘ 児童心理治療施設の経営

### 二 第二種社会福祉事業

- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ロ 障害児通所支援事業の経営
- ハ 相談支援事業（特定、障害児）の経営
- ニ 地域活動支援センターの経営
- ホ 老人短期入所事業の経営
- ヘ 老人居宅介護等事業の経営
- ト 老人デイサービスセンターの経営
- チ 老人介護支援センターの経営
- リ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- ヌ 移動支援事業の経営
- ル 福祉ホーム事業の経営

### (名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人佐賀整肢学園という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行う

ため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県佐賀市金立町大字金立 2215 番地 27 に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 13名以内を置く。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていなくてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 1名、監事 1名、事務局員 1名の合計 3名で構成する。  
3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。  
4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。  
5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。  
3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が 100,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、全評議員の同意が得られた場合には、候補者を一括して決議することができる。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長及び常務理事を置くことができる。

4 前項の副理事長及び常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命をうけてこの法人の業務を処理する。

6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記

録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表 1 に掲げる財産をもって構成する。  
3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。  
4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融

資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- イ 居宅介護支援事業
- ロ 訪問看護事業
- ハ 訪問リハビリテーション事業
- 二 有料老人ホーム事業
- ホ 診療所事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 8 章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならぬ。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

## 第 10 章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人佐賀整肢学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理事長	中尾伊八	常務理事	加地義雄
理事	大山利八	理事	徳富広二
理事	野口ミツ	理事	宮田虎雄
理事	森永文二	理事	児玉来三
理事	鶴丸広長	理事	池田直
理事	名古屋経一	理事	古賀マサノ
理事	八谷弥吉	理事	茂田信吾

### 附 則（昭和 43 年 8 月 7 日議決）

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和 44 年 4 月 18 日）から施行する。

第 4 条（役員の定数）及び第 16 条（資産の区分）の改正。

### 附 則（昭和 54 年 12 月 1 日議決）

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和 56 年 2 月 6 日）から施行する。

第 1 条（目的）、第 2 条（名称）、第 4 条（役員の定数）、第 5 条（理事会）、第 6 条（理事長の職務の代理）、第 7 条（理事の委嘱）、第 8 条（監事の選任）、第 9 条（役員の任期）、第 10 条（顧問）、第 11 条（職員）、第 12 条（資産の区分）、第 13 条（基本財産の処分）、第 14 条（資産の管理）、第 15 条（特別会計）、第 16 条（予算）、第 17 条（決算）、第 18 条（会計年度）、第 19 条（臨機の措置）、第 20 条（解散）、第 21 条（残余財産の帰属）、第 22 条（合併）、第 23 条（定款の変更）、第 24 条（公告の方法）、第 25 条（施行細則）及び（附則）の改正。

### 附 則（昭和 56 年 3 月 28 日議決）

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和 57 年 11 月 10 日）から施行する。

第 1 条（目的）及び第 12 条（資産の区分）の改正。

附 則（昭和 61 年 1 月 13 日議決）

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和 61 年 4 月 17 日）から施行する。

第 4 条（役員の定数）及び第 6 条（理事長の職務の代理）の改正。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（昭和 63 年 5 月 23 日）から施行する。

第 1 条（目的）、第 13 条（基本財産の処分）、第 22 条（合併）及び第 23 条（定款の変更）の改正。

附 則（昭和 63 年 12 月 22 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成元年 3 月 28 日）から施行する。

第 1 条（目的）、第 6 条（理事長の職務の代理）、第 14 条（資産の管理）及び第 17 条（決算）の改正。

附 則（平成元年 5 月 30 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成元年 7 月 17 日）から施行する。

第 1 条（目的）及び第 12 条（資産の区分）の改正。

附 則（平成 4 年 12 月 22 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 5 年 2 月 4 日）から施行する。

第 12 条（資産の区分）の改正。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 5 年 6 月 10 日）から施行する。

第 1 条（目的）、第 5 条（理事会）、第 7 条（理事の選任等）及び第 8 条（監事の選任等）の改正。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日議決）

この定款は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条（役員の定数）第 4 項、第 5 条（理事会）第 3 項及び第 4 項及び第 6 項及び第 8 項及び第 9 項、第 9 条（監事による監査）の挿入、第 18 条（決算）の変更。

附 則（平成 9 年 3 月 19 日議決）

この定款は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 28 日議決）

この定款は平成 9 年 5 月 28 日から施行する。

第 9 条（監事による監査）第 2 項、第 3 項第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項の挿入及び、第 20 条の挿入

附 則（平成 9 年 12 月 19 日議決）

この定款は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第1条、 第13条第2項の変更

附 則（平成10年11月30日議決）

この定款は平成10年12月15日から施行する。

第4条（役員の定数）第1項、第5項及び第13条（資産の区分）第2項の変更

附 則（平成12年3月29日議決）

この定款は平成12年4月1日から施行する。

第13条（資産の区分）第1項、第3項の変更及び第4項の挿入

第4章（公益を目的とする事業）の挿入

附 則（平成13年3月15日議決）

この定款は、議決の日から施行する。ただし、第21条の規定は、佐賀県知事の認可のあった日（平成13年10月22日 佐賀県指令13長寿第147号）から施行する。

第13条（資産の区分）第2項の変更及び第21条（種別）第1項第1号の変更

附 則（平成13年5月22日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可のあった日（平成13年10月22日 佐賀県指令13長寿第147号）から施行する。

附 則（平成13年12月19日議決）

この定款は知事の認可日（平成14年4月1日）から施行する。

第1条（目的）設置経営施設の追加

第8条（役員の報酬等）第2項、第3項の追加

第19条（資産の区分）第2項別表の変更

第28条（種別）事業の追加

附 則（平成14年3月22日議決）

この定款は認可の日（平成14年5月21日）から施行する。

第5条（役員の定数）第1項の変更

第14条（評議員会）第1項の変更

附 則（平成14年5月21日議決）

この定款は知事の認可の日から施行する。ただし、第19条については、議決の日から施行する。

第1条（目的）第2項の追加

第19条（資産の区分）第2項別表の改正

第28条（種別）第1項イ（2）の追加

附 則（平成14年11月28日議決）

この定款は認可の日から施行する。

第5条（役員の定数）第1項の変更

第14条（評議員会）第1項の変更

附 則（平成15年3月27日議決）

この定款は、知事の認可の日から施行する。

第1条（目的）第2号の改正、第28条（種別）第1項の改正

附 則（平成15年5月27日議決）

この定款は、知事の認可の日から施行する。

第1条（目的）第2号の改正、第28条（種別）第1項の改正、第19条（資産の区分）

第2項（別表）の改正

附 則（平成15年12月8日議決）

この定款は、議決の日から施行する。

第19条（資産の区分）第2項（別表）の改正

附 則（平成16年3月15日議決）

この定款は、知事の認可の日から施行する。

ただし、別表については議決の日から施行する。

第19条（資産の区分）第2項（別表）、第3項の改正、第20条（基本財産）、第24条（決算）、第34条（公告の方法）の改正

附 則（平成16年10月12日議決）

この定款は、知事の認可の日から施行する。（平成16年11月9日 佐賀県指令16障第77号）

第5条（役員の定数）第1項、第7条（役員の選任等）第1項及び第2項の改正、第14条（評議員会）第1項の改正

附 則（平成17年5月30日議決）

この定款は、知事の認可の日から施行する。（平成17年7月1日 佐賀県指令17障第33号）

第3条（経営の原則）、第9条（理事会）、第15条（評議員会の権限）、第20条（基本財産の処分）、第28条（種別）、第29条（剰余金が出た場合の処分）の改正

附 則（平成 18 年 9 月 21 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

第 1 条（目的）第 1 号及び第 2 号の改正

附 則（平成 19 年 3 月 20 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

基本財産目録（建物）の追加

附 則（平成 19 年 5 月 28 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。（平成 19 年佐賀県指令 19 障第 010034 号）

第 1 条（目的）、第 28 条（種別）、第 34 条（広告の方法）、別表基本財産目録（土地）の改正。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

第 1 条（目的）、第 14 条（評議員）の改正。

附 則（平成 20 年 12 月 9 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

第 1 条（目的）、第 5 条（役員の定数）、第 10 条（理事長の職務の代理）、第 14 条（評議員会）の改正。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

第 1 条（目的）、第 14 条（評議員）、第 28 条（種別）の改正。

附 則（平成 21 年 5 月 26 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から施行する。

基本財産目録（建物）、（土地）の変更。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 22 年 3 月 31 日）から施行する。

- ・ 第 28 条（種別）の変更及び基本財産目録（建物）の増加。

附 則（平成 22 年 5 月 24 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 22 年 6 月 10 日）から施行する。

- ・ 第 1 条（目的）の改正

附 則（平成 23 年 3 月 29 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 23 年 5 月 23 日）から施行する。

- ・ 第 14 条（評議員会）の改正

附 則（平成 23 年 5 月 27 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 23 年 7 月 13 日）から施行する。

- ・ 別表基本財産目録（土地、建物）の改正

附 則（平成 23 年 10 月 31 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日から（平成 23 年 12 月 19 日）から施行する。

- ・ 別表基本財産目録（建物）の改正

附 則（平成 24 年 3 月 28 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 24 年 5 月 15 日）から施行する。

- ・ 第 1 条（目的）、第 28 条（種別）及び別表基本財産目録（建物）の改正

附 則（平成 24 年 9 月 27 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 24 年 11 月 7 日）から施行する。

- ・ 第 5 条（役員定数）、第 10 条（理事長の職務の代理）、第 14 条（評議員会）及び基本財産目録（土地、建物）の改正

附 則（平成 24 年 11 月 26 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 24 年 12 月 11 日）から施行する。

- ・ 第 1 条（目的）の改正

附 則（平成 25 年 10 月 24 日決議）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 26 年 2 月 10 日）から施行する。

- ・ 第 28 条（種別）の改正

附 則（平成 26 年 3 月 27 日決議）

この定款は、理事会議決の日（平成 26 年 3 月 27 日）から施行する。

- ・ 別表基本財産目録（土地・建物）の改正

附 則（平成 26 年 3 月 27 日決議）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 26 年 5 月 15 日）から施行する。

- ・ 第 14 条（評議員会）の改正

附 則（平成 26 年 12 月 1 日決議）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 27 年 1 月 28 日）から施行する。

- ・別表基本財産目録（土地・建物）の改正

附 則（平成 27 年 5 月 27 日決議）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 27 年 8 月 18 日）から施行する。

- ・別表基本財産目録（土地・建物）の改正

附 則（平成 27 年 11 月 24 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 27 年 12 月 28 日）から施行する。

- ・第 21 条（資産の管理）の改正

附 則（平成 28 年 3 月 28 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 28 年 5 月 31 日）から施行する。

- ・第 28 条（種別）の改正

附 則（平成 29 年 1 月 30 日議決）

（平成 29 年 2 月 15 日佐賀県知事認可）

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- ・社会福祉法改正に伴う全部改正

附 則（平成 29 年 3 月 28 日議決）

（平成 29 年 5 月 22 日佐賀県知事認可）

この定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

- ・別表基本財産目録（土地・建物）の改正

附 則（平成 29 年 6 月 26 日議決）

この定款は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。

- ・別表基本財産目録（土地）の改正

附 則（平成 30 年 3 月 27 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 30 年 3 月 28 日）から施行する。

- ・第 1 条（目的）の改正

附 則（平成 30 年 6 月 27 日議決）

この定款は、佐賀県知事の認可の日（平成 30 年 8 月 7 日）から施行する。

- ・別表基本財産目録(土地・建物)の改正

附 則 (令和元年 6 月 27 日議決)

この定款は、佐賀県知事の認可の日(令和元年 7 月 18 日)から施行する。

- ・別表基本財産目録(土地・建物)の改正

附 則 (令和 2 年 6 月 24 日議決)

この定款は、佐賀県知事の認可の日 (令和 2 年 7 月 13 日) から施行する。

- ・第 15 条(役員及び会計監査人の定数)、第 17 条(理事の職務及び権限)の改正
- ・別表基本財産目録(土地)の改正

## 基本財産目録

別表1

(土地)所在地	地番	地目	面積	備考
佐賀市金立町大字金立字八本杉	2215番27	宅地	18,050.14 m <sup>2</sup>	こども発達医療センター
"	2215番30	"	2,566.54 m <sup>2</sup>	こども発達医療センター
"	2215番67	"	9,024.90 m <sup>2</sup>	こども発達医療センター
"	2215番168	"	1,342.85 m <sup>2</sup>	こども発達医療センター
佐賀市金立町大字金立字一本黒木	157番3	"	848.66 m <sup>2</sup>	オークス
"	163番3	"	1,633.39 m <sup>2</sup>	オークス
"	164番5	雑種地	460.00 m <sup>2</sup>	オークス
"	168番1	宅地	8,879.66 m <sup>2</sup>	オークス
"	168番5	"	598.57 m <sup>2</sup>	オークス
"	172番1	"	1,901.05 m <sup>2</sup>	オークス
神埼市神埼町鶴字祇園松	2927番2	"	9,356.45 m <sup>2</sup>	かんざき清流苑
"	2927番5	"	459.00 m <sup>2</sup>	かんざき清流苑
"	2927番6	"	2,012.38 m <sup>2</sup>	かんざき清流苑
"	2927番7	"	1,313.62 m <sup>2</sup>	かんざき清流苑
"	2927番8	"	239.64 m <sup>2</sup>	かんざき清流苑
唐津市双水字山ノ下	2784番1	雑種地	75.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2785番1	"	2,970.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2785番3	"	1,216.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2785番4	"	2,751.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2787番1	宅地	5,285.04 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2787番3	"	1,693.08 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2787番4	"	100.46 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2792番1	雑種地	300.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2792番4	宅地	380.41 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2806番	"	7,381.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2809番	"	6,292.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
唐津市相知町相知字和田	2575番5	"	2,538.80 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2575番75	"	5.57 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2575番76	"	371.54 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2575番77	"	405.96 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2575番81	"	543.84 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2575番82	原野	1,478.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
唐津市双水字宮ノ前	2508番1	雑種地	181.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
"	2509番1	"	88.00 m <sup>2</sup>	からつ医療福祉センター
糸島市志摩井田原字新開	63番1	宅地	8,015.79 m <sup>2</sup>	糸島こどもとおとのクリニック
糸島市志摩井田原字松崎	78番3	"	218.00 m <sup>2</sup>	糸島こどもとおとのクリニック
"	78番7	"	18.96 m <sup>2</sup>	糸島こどもとおとのクリニック
"	84番3	"	171.00 m <sup>2</sup>	糸島こどもとおとのクリニック

神埼市神埼町鶴字祇園松	2950番1	雑種地	3,176.00 m <sup>2</sup>	かんざき日の隈寮
"	2950番2	宅地	5,284.14 m <sup>2</sup>	かんざき日の隈寮
"	2951番2	"	230.00 m <sup>2</sup>	かんざき日の隈寮
"	2951番3	"	455.96 m <sup>2</sup>	かんざき日の隈寮
佐賀市金立町大字金立字三本黒木	799番	"	1,177.33 m <sup>2</sup>	佐賀向陽園
"	801番1	"	5,193.39 m <sup>2</sup>	佐賀向陽園
"	801番3	"	16.53 m <sup>2</sup>	佐賀向陽園
計			116,700.65 m <sup>2</sup>	

別表1

(建物)所在地	家屋番号	種類	構造	面積	備考
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地27、 2215番地67	2215番27の1	児童福祉施設	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	8,356.81m <sup>2</sup>	(こども)中棟 平成24年3月14日新築
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地27	2215番27の2	児童福祉施設	鉄筋コンクリート造陸 屋根・亜鉛メッキ 鋼板葺4階建	1,087.39m <sup>2</sup>	(こども)さくら館 平成9年3月31日新築 相談室(21.6m <sup>2</sup> ) 平成15年3月31日増築
"	2215番27の3	倉庫・事務所	木造セメント瓦葺2階 建	195.84m <sup>2</sup>	(こども)2階建研修棟 昭和45年8月20日新築
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地27、 2215番地67	2215番27の4	診療所・事務所	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建	2,462.61m <sup>2</sup>	(こども)小児科・管理棟 平成23年3月28日新築
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地27	2215番27の5	児童福祉施設	鉄骨造鋼板葺2階 建	461.22m <sup>2</sup>	(こども)重症心身障害児(者)通園治療 棟 平成10年7月7日新築
"	2215番27の6	保育所	木造合金メッキ綱 板葺平家建	139.12m <sup>2</sup>	(こども)託児所増築棟平成25年10月 31日新築
"	2215番27の7	児童福祉施設	鉄筋コンクリート造 陸屋根・セメントか わらぶき平家建	2,263.59m <sup>2</sup>	(こども)本体 昭和54年2月26日新築 病棟増築(585.0m <sup>2</sup> ) 平成3年3月20日増築 酸素室他(75.86m <sup>2</sup> ) 平成9年3月31日増築 風除室(33.61m <sup>2</sup> ) 平成15年3月20日増築 平成24年6月22日一部取壊し 平成26年9月26日一部取壊し増築 平成29年1月20日一部取り壊し
"	"	休憩室	軽量鉄骨造合金 メッキ鋼板葺平家 建	26.35m <sup>2</sup>	(こども)休憩室 平成15年3月20日増築
"	2215番27の8	児童福祉施設	鉄骨造セメント瓦葺2 階建	440.00m <sup>2</sup>	(こども)通園園舎 昭和63年12月22日新築
"	2215番27の9	児童福祉施設	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	803.55m <sup>2</sup>	(こども)厨房棟 平成27年3月20日新築
"	2215番27の 12	児童福祉施設	鉄骨造鋼板葺平 家建	154.85m <sup>2</sup>	(こども)プレイルーム棟 平成10年7月7日新築
"	2215番27の 14	保育所	木造アルミニュー ム板葺平家建	136.63m <sup>2</sup>	(こども)託児所 平成17年2月28日新築
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地67	2215番67	児童福祉施設	軽量鉄骨造合金 メッキ鋼板葺平家 建	1,683.58m <sup>2</sup>	(こども)南診療棟・南訓練棟 平成14年3月18日新築 手術室224.57m <sup>2</sup> 平成17年3月17日新築 平成24年4月6日一部取壊し
"	"	倉庫	軽量鉄骨造合金 メッキ鋼板葺平家 建	54.09m <sup>2</sup>	(こども)南訓練棟倉庫 平成14年3月18日新築
"	2215番67の2	児童福祉施設	鉄骨造陸屋根平 家建	1,190.35m <sup>2</sup>	(こども)西棟 平成23年2月25日新築

別表1

(建物)所在地	家屋番号	種類	構造	面積	備考
佐賀市金立町大字金立字八本杉2215番地168	2215番168の3	共同住宅	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺3階建	672.89m <sup>2</sup>	(こども)職員宿舎新築 平成3年3月20日新築 平成13年9月20日種類変更
"	"	倉庫	コンクリートブロック造スレート葺平家建	4.46m <sup>2</sup>	(こども)職員宿舎ブロック庫 平成3年3月20日新築
佐賀市金立町大字金立字一本黒木168番地1、168番地5	168番1	園舎	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	4,011.15m <sup>2</sup>	(オーナー)本体 平成9年3月31日新築
"	"	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	51.00m <sup>2</sup>	(オーナー)車庫 平成12年12月15日新築
佐賀市金立町大字一本黒木163番地3	163番3	デイサービスセンター	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	1,086.42m <sup>2</sup>	(オーナー)在宅サポートセンター 平成27年3月18日新築
佐賀市金立町大字金立字一本黒木172番地1	172番1	福祉ホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	228.55m <sup>2</sup>	(オーナー)福祉ホーム 平成23年10月17日新築
"	172番1の2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	206.67m <sup>2</sup>	(オーナー)グループホーム 平成30年1月12日新築
"	172番1の3	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	206.67m <sup>2</sup>	(オーナー)グループホーム 平成30年1月12日新築
神埼市神埼町鶴字祇園松2927番地2 神埼市神埼町鶴字祇園松2927番地5	2927番2	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根・アルミニウム板葺平家建	3,110.53m <sup>2</sup>	(清流苑)本体 平成10年3月24日新築
"	"	物置	コンクリートブロック造スレート葺平家建	8.00m <sup>2</sup>	(清流苑)プロパン庫 平成10年3月24日新築
"	"	老人ホーム	軽量鉄骨造合金メッキ中鋼板葺平家造	100.18m <sup>2</sup>	(在宅S)機能訓練室 平成18年10月13日新築
神埼市神埼町鶴字祇園松2927番地2	2927番2の2	グループホーム	木造瓦葺平家建	240.75m <sup>2</sup>	(在宅S) グループホーム 平成15年11月20日新築
神埼市神埼町鶴字祇園松2927番地2	2927番2の3	老人ホーム	鉄骨造陸屋根2階建	1,471.74m <sup>2</sup>	(在宅S) 本体 平成25年10月18日新築
唐津市相知町字和田	2575番5	養護所	木造アルミニウム板ぶき平家建	228.55m <sup>2</sup>	(からつ)福祉ホーム 平成21年3月30日新築
唐津市相知町字和田 2575番地5	2575番5の2	作業場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	144.61m <sup>2</sup>	(からつ)くるみランドリー 平成22年1月6日新築
唐津市双水字山ノ下2787番地1	2787番1の2	寄宿舎	鉄骨造スレートぶき2階建	2,066.04m <sup>2</sup>	(からつ)児童心理治療施設 平成29年9月29日新築
唐津市双水字山ノ下2793番地1 2806番地 2809番地	2809番	養護所	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建	8,470.10m <sup>2</sup>	(からつ)本体 平成14年3月15日新築 平成21年4月8日増築 平成27年3月20日変更・増築
"	"	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	6.00m <sup>2</sup>	(からつ)ポンプ室 平成14年3月15日新築
糸島市志摩井田原字新開63番地1	63番1	診療所	軽量鉄骨造スレートぶき2階建	1,486.18m <sup>2</sup>	(糸島)診療所 平成28年12月15日新築
"	63番1の2	児童福祉施設	木造スレートぶき平家建	425.58m <sup>2</sup>	(糸島)福祉棟 平成31年3月7日新築
神埼市神埼町鶴字祇園松2950番地2	2950番2	救護施設	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3,432.34m <sup>2</sup>	(日の隈寮)本体 平成24年6月20日新築
佐賀市金立町大字金立字三本黒木801番1 801番3 799番	801番1	養護所	鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき2階建	2,620.51m <sup>2</sup>	(向陽園)本体 平成21年4月1日佐賀県より移譲

別表1

(建物)所在地	家屋番号	種類	構造	面積	備考
"	"	物置	鉄筋コンクリート造 セメントかわらぶ き平家建	30.49m <sup>2</sup>	(向陽園)物置 平成21年4月1日佐賀県より移譲
"	"	作業所	木造スレートぶき 平家建	34.78m <sup>2</sup>	(向陽園)作業所 平成21年4月1日佐賀県より移譲
佐賀市金立町大字金立字三本黒木799番地	799番	デイサービス センター	木造スレートぶき 平家建	213.50m <sup>2</sup>	(わいわい)本体 平成23年7月25日新築
"	799番2	デイサービス センター	木造ストレートぶ き平家建	122.74m <sup>2</sup>	(わいわい)グループデイ 平成27年3月20日新築
計				50,136.41m <sup>2</sup>	